

伊豆の国市子育て移住プロモーション業務 公募仕様書

本仕様書は、伊豆の国市が「伊豆の国市子育て移住プロモーション業務（以下、「本業務という。）」の受注者を公募するに当たり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 事業名

伊豆の国市子育て移住プロモーション業務

2 業務の目的・概要

本業務は、地方への移住に興味がある東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）に在住する 20 代～40 代の夫婦及び子育て世帯をターゲットに、本市での暮らしや子育て環境の魅力を PR するための動画を制作し、併せてインターネット広告を活用した PR を行うことで、移住候補地としての伊豆の国市の認知度向上と本市への移住関心層の拡大を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 動画の企画、撮影及び制作

① メインターゲット

自然に囲まれた地方での暮らしや、のびのび子育てできる環境に興味がある、東京圏に在住する 20 代～40 代の夫婦及び子育て世帯

② 動画の内容

ア 幼児期からの切れ目ない英語教育をテーマとして、メインターゲットのうち、子育て世帯が本市への移住に関心を持つような動画を作成すること。

イ メインターゲットのうち、夫婦が本市へ移住し、暮らすに当たって魅力と感ずるテーマを 1 つ提案し、動画を作成すること。

③ 動画の長さ

ア 1 本当たり 90 秒～120 秒程度のフルバージョン

イ 上記③アの内容を 15 秒程度に短縮したショートバージョン

④ その他

・動画の撮影に当たって必要となる調整及び許認可等の諸手続きは受注者自身で行うこと。

・WEB サイトや YouTube で再生可能なファイル形式とすること。

(2) 広告配信業務

① 広告配信

・本業務で制作した動画（「3 業務内容 (1)②ア」の動画）を活用し、伊豆の国市移住定住支援サイト「Life izu country」へ誘導するための広告を配信すること。

また、配信に当たっては、バナーを使用した広告も可能とするが、バナーの作成については受注者が行うものとする。

- ・配信に当たっては、ターゲティングの仮説を設定すること。
- ・広告配信先は、東京圏とする。

② 広告プラットフォーム

- ・対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選択することとし、目的に応じた最適な配信方法を配信回数を目安とともに提案し、本市と協議の上、決定すること。
- ・広告プラットフォームについては複数利用も可とし、提案する広告プラットフォームについて、他のプラットフォームとの違いや優位性等、選択した理由を説明できるものとする。

③ 配信時期

- ・広告配信時期は動画（「3 業務内容 (1)②ア」の動画）の完成後、1月～2月頃に行うものとし、詳細な時期については、本市と協議の上、決定すること。

④ 目標設定

- ・本業務における広告配信の目標となる項目等を本市と協議の上設定すること。
- ・設定した目標値に達した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(3) 効果測定及び報告業務

- ・業務状況をモニタリングし、状況に応じて的確に対応すること。
- ・広告配信について、広告の表示回数、広告のクリック数、Webサイト等の閲覧回数、CPC、CPA、Cost等の費用、閲覧者の属性（性別、年齢、地域、特性等）を分析しながら、定期的に報告するとともに、必要に応じてターゲットの変更等の改善策を本市と協議の上、実施すること。
- ・来年度以降の運用を見据え、業務の効果を検証し、今後の改善策の提案を行うこと。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで

5 成果品等

- ・業務完了報告書 紙媒体1部及びDVD-ROM等で1部
(業務実施記録、結果報告、分析結果、その他関係資料)
- ・動画の電子データ DVD-ROM等でテーマごとに各2部ずつ
- ・当該業務において使用した写真や動画等の電子データ DVD-ROM等で1部

6 特記事項

- ・本業務における成果品の著作権（著作権法（昭和54年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は本市に属するものとし、利用及び複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- ・音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて契約金額内で実施すること。
- ・本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ・受注者は、成果品について、本市及び本市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

7 再委託の制限等

受注者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、業務の実施に必要と認められる業務については、本市と協議した上で、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

8 機密保持等

- ・業務実施の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ・本業務の実施に当たり知り得た情報を受託期間中及び業務終了後に第三者に漏らし、又は不正な目的で利用してはならない。
- ・本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏洩等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じること。

9 その他

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- ・本市との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し疑義が生じた場合は本市の指示を受けること。
- ・各業務にかかる編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、全て契約金額に含むこと。
- ・業務終了後において、受注者に責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める修正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受注者の負担とする。
- ・本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上、対応に

ついて決定するものとする。